

## 北海道 150 年事業実行委員会運営会議運営要綱

### (総則)

第 1 条 本要綱は、北海道 150 年事業の実施に伴い、北海道 150 年事業実行委員会が行う個別事業の企画、検討及び必要な調整等について協議するため、北海道 150 年事業実行委員会規約（以下、「規約」という。）第 12 条に基づき設置する運営会議の運営を円滑に行うことを目的とし、次のとおり必要な事項を定める。

### (運営会議の設置)

第 2 条 北海道 150 年事業実行委員会に運営会議を置く。

### (運営会議の業務)

第 3 条 運営会議は、次の業務を行う。

- (1) 実行委員会が実施するプロジェクト及びプロジェクトを構成する個別事業の企画・立案に関すること
- (2) プロジェクト間の調整に関すること
- (3) プロジェクトの進捗管理に関すること
- (4) その他必要な事項

### (運営会議の座長)

第 4 条 運営会議の座長は、規約第 12 条第 2 項に基づき、北海道 150 年事業実行委員会事務局長をもって充てる。

### (運営会議の構成員)

第 5 条 運営会議は、規約第 12 条第 3 項に基づき、第 4 条の規定による座長、別表 1 に掲げる会長が指名する委員及び規約第 13 条第 2 項に基づくプロジェクトリーダーをもって構成する。  
2 別表 1 に掲げる委員は、運営会議の構成員として別の者を指名することができる。

### (招集)

第 6 条 運営会議は座長が招集する。

- 2 運営会議の議長は、座長又は座長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第 7 条 運営会議に関する庶務は、北海道 150 年事業実行委員会事務局において処理する。

### (補足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に必要な事項は座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 2 日から施行する。

### 別表 1 (第 5 条関係)

北海道知事
-------